

災害時要配慮者避難計画（風水害対策）

○災害時要配慮者・避難行動要支援者とは？

高齢者、障害者、乳幼児など、災害が発生する恐れがある又は、発生した時に必要な行動を迅速かつ的確に取りにくく、配慮を要する方を災害時要配慮者といいます。

また、自ら避難することが困難であり、特に避難の支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。

○避難計画とは？

災害時には、地域や近所で互いに助け合い、身を守ることが大切です。

須崎市では、高齢者や障害者の方に、災害に関する情報の伝達、避難などの手助けが、地域で素早く安全に行われるための仕組みを、地域の皆さんとともに築き上げていきたいと考えています。

そのためには、あらかじめ支援するために必要な情報（「どの人を」、「どこへ」、「どのように」避難させるのか）を決めておかなければなりません。

この避難計画は、避難の支援が必要な方と支援する方がお互いに支え合い、災害から犠牲者を出さない取り組みを進めるためのものです。



1. 地域でお互いのことを知るために「台帳」をつくる

災害時に地域において安否確認や避難支援を迅速に行えるようにするだけでなく、日常的な見守り活動や台帳をつくる過程で、地域の高齢者や障害者等を把握することによって、自分たちが住んでいる地域の状況を確認することができます。

また、台帳に登録することで地域の民生委員や防災関係者が、災害時に避難が困難な方などの状況を知ること、平常時から避難支援の準備をすることができ、災害による被害を最小限に食い止めることができます。

○台帳の対象となる方（災害時要配慮者）

災害時において避難情報の入手が困難な方や避難の判断又は、自分や家族だけでは避難することができない方で、地域での支援を希望する方が対象となります。

- (1) 満75歳以上の方
- (2) 満75歳未満の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・介護保険の要介護認定を受けた方（要支援を含む）
 - ・障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
 - ・その他、自力による避難が困難で避難支援が必要と認められる方



2. 地域で避難のことを考えるために「個別支援計画」をつくる

災害が起こった直後は、周りも自分も混乱していて、とても大変な状況になることが予想されます。いざという時のためには、「普段から」避難に関する計画をつくっておくことが重要です。

お一人おひとりの避難方法や避難する場所などについて、ご本人を含めた関係者と話し合ってください。

別記様式1（第3条関係）
須崎市災害時要援護者避難支援登録申請書兼個別支援計画書（新規・変更） 台帳NO. _____

私は、災害発生時における安否確認や避難等の支援体制づくり、及び福祉活動に役立てるためこの記録を登録台帳として整備することを希望し、個人情報の提供に同意するとともに、災害や支援者の状況により支援が受けられない場合があることを理解したうえで申請します。

須崎市長 様
 平成 ____年 ____月 ____日

申請者氏名 _____ 代理者氏名 _____ 続柄 () _____

地区名	須崎市	民生委員氏名	担当ケアマネ
住所	須崎市	電話番号	自宅: - 携帯: - -
フリガナ氏名	男・女	同居家族	配偶者・子・その他()
生年月日	M. T. S 年 月 日 (歳)	避難支援者	
あなたの状況	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 障害の手帳を持っている(手帳) <input type="checkbox"/> 障害者名、等級等を登録することに同意します。 <input type="checkbox"/> その他()	避難場所	
		血液型	(Rh式) +・- / (ABO式) A・B・O・AB
移動手段	独歩可能、杖、シルバーカー、歩行器、車椅子、担架	かかりつけ医	
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号
	持病	アレルギー	
	服薬名等	必要な医療	透析・酸素・インスリン・その他()

* 個人情報の提供とは、災害時の避難活動、事前対策の検討や防災訓練のため、避難支援団体（警察、消防、消防団、民生委員、自主防災組織、避難支援者、担当介護支援専門員（ケアマネ）等）に対し、本申請書に記載した情報を提供し利用することを言います。

【記入の注意】 申請日、申請者氏名及び、太線の枠内は、必ず記入してください。その他は、記入できるところだけお願いします。

3. 地域で災害に備えた訓練をする。

台帳や計画ができていても災害時に活用できなければ意味がありません。

平常時に支援を必要とする方と支援をする方が一緒に訓練を行い、安否確認や避難誘導などを練習しておくことで、これから取り組まなければならない課題が明らかになります。また、その課題について、地域で話し合い、解決を図ることが大切です。

以下のような台帳・個別支援計画を活用した訓練や点検などが考えられます。

- ・台帳に掲載されている方への訓練参加の呼びかけ
- ・台帳情報をマッピング（地図作成や対応）した安否確認の訓練
- ・個別支援計画に沿った訓練の実施、要支援者と支援者とのワークショップ（点検作業）
- ・特に避難の支援が必要な方を確認し、名簿の作成・更新を行う。

○訓練のポイント

訓練を行うにあたって、支援される方と支援する方の両方の安全が確保できるか検証する必要があります。ハザードマップ等を参考に、情報の伝達や避難行動の支援を点検することが重要です。

- 風水害避難場所までの距離、時間
- 避難に必要な道具（車両・車いす等）の確認
- 避難支援に必要な人数の確認

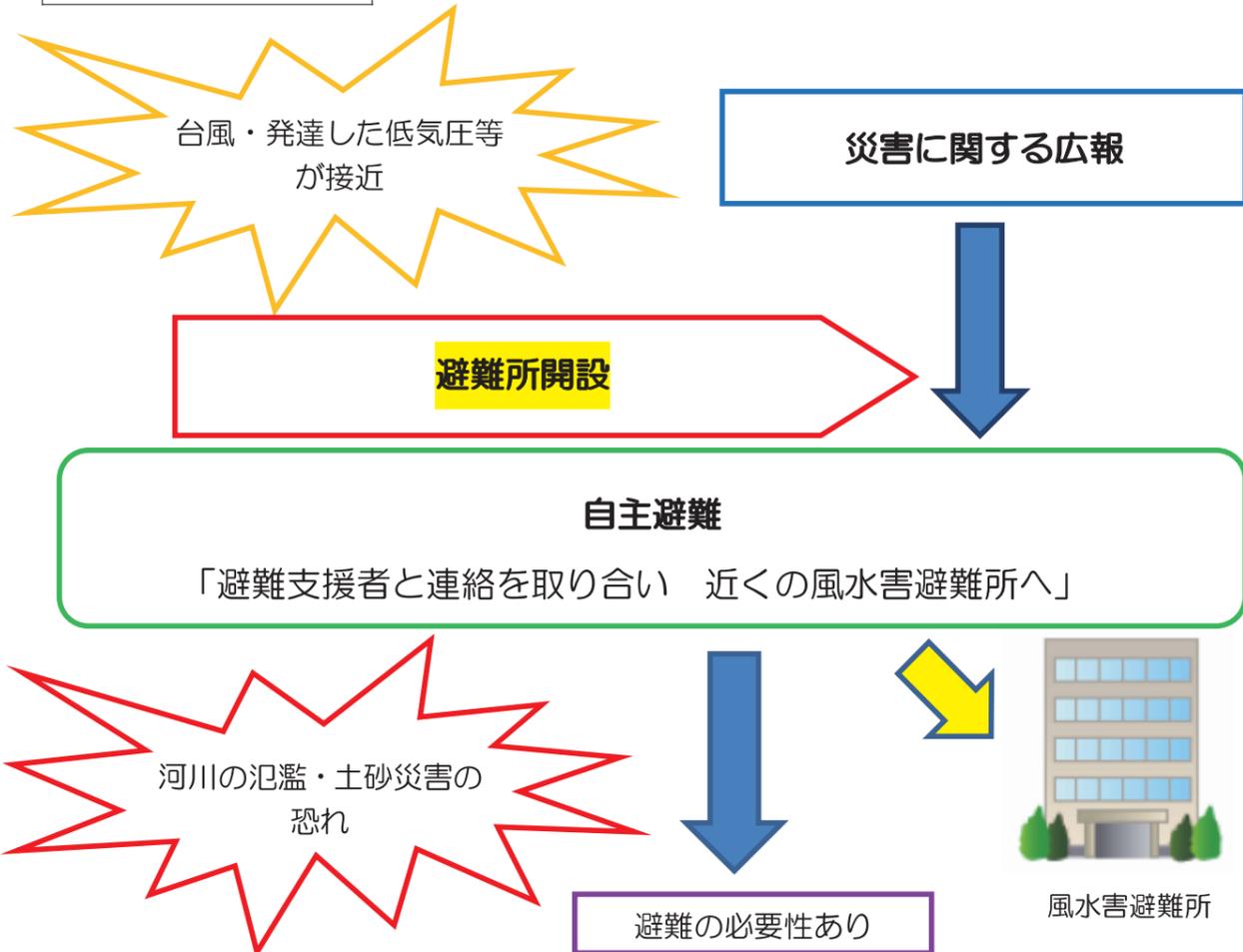


避難訓練で点検を！



4. 災害がおこったら

○台風等からの避難行動



避難の必要性あり（避難勧告・避難指示、特別警報の発令など）

避難準備情報
「防災行政無線などで避難準備情報の伝達」

避難準備・避難行動の開始
「避難支援者は災害時要配慮者に情報を伝達するとともに、特に避難行動に時間を要する方は、近くの避難所への避難行動を開始、支援者は支援行動を開始する」
(ポイント) 避難所で必要となる用具等はあらかじめ準備しておく

避難勧告・避難指示
「防災行政無線などで避難行動の伝達」

避難所
「安否確認や避難したことを連絡する」
(ポイント) 風雨が強まってからの避難は危険が伴うので、事前の行動が重要です
風水害避難所（学校・公民館など）

5. 地域で事前に話し合っておくこと



避難後の避難生活においては、災害時に配慮が必要な人にとって、普段の環境から周りの環境が一変することから、生活をしていくことが厳しいものになります。
避難所のように、自宅と環境が全く違う場所での生活はなおさらです。
配慮を要する方々が安心して生活を続けられるため、地域で取組める工夫について普段から考えておくことが大切です。

- 地域でできること（例）
- ・ 毎日の声かけ
 - ・ 炊き出しや物資の配達
 - ・ 必要なものや情報の取次ぎ
 - ・ 交流会の開催などコミュニティづくり
 - ・ 災害時における要配慮者や家族の要望を確認する
 - ・ 本人や家族の要望をもとに、専門家に相談する

